

「議員の学校」運営の留意事項

今回、「議員の学校」が始めての取組みとなります。全議員が主体的に取組みに参画・協力いただきますようお願いいたします。

下記のとおり、留意事項につきまして、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

■講座の進め方

- ・ 講座期間中の受講生の相談については、各議員が担当してください。
- ・ 運営管理やその他の事項については、議会運営委員長と議会事務局にご報告とご相談を願います。
- ・ 計画どおり進めて参りますが、日時・内容等、変更がある場合には随時全議員で共有します。
- ・ 部外者の立ち入りについては、制限をいたします。

■受講生の施設利用について

- ・ 基本的には委員会室及び議員控えコーナーを控室とします。

■携帯電話、スマートフォン、議会タブレットの使用

- ・ 講義会場で携帯電話による通話は禁止いたします。
- ・ 講義中は、携帯電話の電源をオフにするかマナーモードに設定し、呼び出し音等が鳴らないようにご注意ください。
- ・ 議員については、ペーパーレスとしますので、議会タブレットを活用ください。

■写真撮影、SNS等、情報取扱いについて

- ・ 受講者が映り込んでいる写真につきましては、顔が判別できない場合（後ろ姿含む）であっても、SNS等への投稿は原則禁止します。職員、報道機関に対しても同様に禁止します。資料、コメントや記事についても、受講生や運営上の観点から、終了時までSNS等への投稿を控えていただきます。
- ・ 議会運営委員会及び議会事務局にて記録用に写真を撮影する場合があります。今後の講義開催の参考資料として使用し、外部へ公開することはありません。

■個人情報保持、議会議員の情報取扱いについて

- ・ 受講期間中は、特に受講生の氏名などの個人情報は、SNS等の他、様々な情報発信手段を用いて外部に発信しないでください。

■報道機関への対応

- ・ 報道機関には、別紙で注意喚起をしています。

講義を受講される際の留意事項

このたびは、「議員の学校」にお申込みいただきありがとうございます。

下記のとおり、講義受講の留意事項につきまして、ご理解とご協力のほどよろしく願います。

■講座の進め方

- ・ 講座期間中の相談については、全議員が受け持ちます。遠慮なくご相談ください。
- ・ 運営管理やその他の事項については、議会事務局にご連絡ください。
- ・ ご案内する計画どおり進めて参りますが、日時等はみなさんと協議して参りますのでご協力をお願いいたします。

* 講座は議場・議員控えコーナー、委員会室を使用します。

■飲食・休憩について

- ・ 休憩については、状況をみながら取ってまいります。休憩場所については、「議員控えコーナー」をご利用ください。
- ・ 議場内での飲食は禁止です。飲食場所については、議員控えコーナーをご利用ください。

■携帯電話、スマートフォンの使用

- ・ 講義会場内での携帯電話による通話は禁止いたします。
- ・ 講義中は、携帯電話の電源をオフにするかマナーモードに設定し、呼び出し音等が鳴らないようにご注意ください。

■写真撮影、SNS等について

- ・ 受講者が映り込んでいる写真につきましては、顔が判別できない場合（後ろ姿含む）であっても、SNS等への投稿は原則禁止します。議員や職員に対しても同様に禁止します。
- ・ 議会運営委員会及び議会事務局にて記録用に写真を撮影する場合があります。今後の講義開催の参考資料として使用し、外部へ公開することはありません。

■個人情報について

- ・ 受講者の氏名などの個人情報は、SNS等の他、様々な情報発信手段を用いて外部に発信しないでください。

報道関係者各位

令和8年4月2日

芽室町議会

「議員の学校」を開校します

芽室町議会は、令和5年の町議会議員選挙が無投票だったことを、議会として重く受け止め、令和7年度芽室町議会活性化計画の主要項目に「多様な議員のなり手実現に向けた環境創出」を掲げて、「議員の学校」の実施に向けた検討を重ねてきました。

令和7年7月に栗山町議会を全議員で視察し、「議員の学校」の取組みについて学ぶ機会を設けました。また、本年2月の議会改革諮問会議からの答申においても、「今回の議員報酬の見直しは「なり手対策」のひとつの手段であり、次期統一地方選挙までは1年以上の期間があることから、この間においても、住民を対象にした様々な啓発活動等を実践し目的達成に努めること。」との付帯意見をいただいております、その具現化を図るため、議会としても早期の実施に向けて議論を重ねてきました。

今回の「議員の学校」については、議会や議員の役割やこれまでの議会改革の取組み、議員になるための準備や実際に至るまでの内容とし、全6回の講座としました。

多様な議員のなり手実現に向けた取組みの一つであり、主権者教育を推進していくために、芽室町議会議員を目指している方、または関心のある方を対象として、広くご参加いただき、議員になるための「いろは」や、議会の活動について広く理解していただく機会になるものと考えております。

【本件の問い合わせ先】

芽室町議会事務局

芽室町東2条2丁目14番地

電話：0155-62-9731 FAX：0155-62-9813

メール：g-syomu@memuro.net

「議員の学校」の取材等につきましては、下記事項を遵守していただきますようお願いいたします。

【遵守事項】

1. 事前に取材の申出及び承認した報道機関のみ、撮影及びインタビュー等の取材（以下、「取材等」という。）が可能です。取材等を希望する報道関係者の方々は、前日までにお電話またはメール等でご連絡ください。
2. 当日は、講義開始30分前より事務局にて受付をいたします。その際にお名刺を頂戴し、事前のご連絡と照合します。虚偽の報告があった場合は入場をお断りさせていただく場合があります。あらかじめご了承ください。
3. 取材中は各自腕章等を着用し、取材撮影中であることがわかるようにしてください。
4. 取材等を行う際は、身分・連絡先等を提示して、了解を得た上で行うようにしてください。
5. 受講者の連絡先など、個人情報を収集する場合は、使用目的等を本人へ説明し、同意を得てからお願いいたします。また、その他の目的に使用・転用しないようお願いいたします。
6. 受講者から取材の拒否があった場合は、すぐに取りやめていただきますようお願いいたします。その場合は、撮影等の内容について、放送等に使用することがないようお願いいたします。
7. 講義中の様子を撮影される場合、原則受講者が映り込まないようにお願いいたします。
8. 撮影及び映像の使用については、受講者の顔が判別できない場合（後ろ姿等）でも必ず本人の承諾を得てから使用するようお願いいたします。
9. 取材等のために受講者を長時間拘束するようなことはお控えいただきますようご配慮をお願いいたします。
10. インタビュー等は、講座開始前や休憩時間に行うなど、受講者や講義の進行の妨げとならないようご配慮をお願いいたします。

以上のことを遵守し、受講者に対して不快感を与えないよう、ご配慮をお願いいたします。取材ルールが守られていない場合は、取材を中止していただく場合もございます。

*芽室町議会議員への取材につきましては、議会運営委員会に対応いたします。

*議員・受講者にも同様に、SNS等、情報取扱いの注意喚起を実施しています。